静岡市介護予防・日常生活支援総合事業実施要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、介護保険法(平成9年法律第123号。以下「法」という。)第115条の45第 1項に規定する介護予防・日常生活支援総合事業(以下「総合事業」という。)の実施に関し、 法、介護保険法施行令(平成10年政令第412号。以下「政令」という。)、介護保険法施行規則 (平成11年厚生省令第36号。以下「省令」という。)及び介護予防・日常生活支援総合事業の 適切かつ有効な実施を図るための指針(平成27年厚生労働省告示第196号。以下「指針」とい う。)に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(総合事業の内容)

- 第2条 市長は、総合事業のうち、次に掲げる事業を行うものとする。
- (1) 法第115条の45第1項第1号に規定する第1号事業(以下「第1号事業」という。)として実施する次に掲げる事業
 - ア 法第115条の45第1項第1号イに規定する第1号訪問事業(以下「第1号訪問事業」という。)として実施する次に掲げるサービスを提供する事業
 - (ア) 訪問介護相当サービス
 - (イ) 生活援助型訪問サービス
 - (ウ) 地域支え合い型訪問サービス
 - (エ) 訪問型短期予防サービス
 - (オ) 地域支え合い型移動サービス
 - イ 法第115条の45第1項第1号ロに規定する第1号通所事業(以下「第1号通所事業」という。)として実施する次に掲げるサービスを提供する事業
 - (ア) 通所介護相当サービス
 - (イ) 運動型通所サービス
 - (ウ) サロン型通所サービス
 - (エ) 地域支え合い型通所サービス
 - (オ) 通所型短期予防サービス
 - ウ 法第115条の45第1項第1号ハに規定する第1号生活支援事業(以下「第1号生活支援 事業」という。)として実施する配食型見守りサービス事業
 - エ 法第115条の45第1項第1号二に規定する第1号介護予防支援事業(以下「第1号介護 予防支援事業」という。)
- (2) 法第115条の45第1項第2号に規定する事業として実施する次に掲げる事業

- ア 指針第3の2に規定する介護予防把握事業
- イ 指針第3の2に規定する介護予防普及啓発事業
- ウ 指針第3の2に規定する地域介護予防活動支援事業
- エ 指針第3の2に規定する地域リハビリテーション活動支援事業
- オ 指針第3の2に規定する一般介護予防事業評価事業

(総合事業の実施方法)

- 第3条 前条の規定にかかわらず、次に掲げるサービスを提供する事業(以下「指定訪問・通 所事業」という。)は、法第115条の45の3第1項に規定する指定事業者(以下「指定事業者」 という。)が実施するものとする。
 - (1) 前条第1号ア(ア) に規定する訪問介護相当サービス
 - (2) 前条第1号ア(イ) に規定する生活援助型訪問サービス
- (3) 前条第1号イ(ア) に規定する通所介護相当サービス
- (4) 前条第1号イ(イ)に規定する運動型通所サービス
- (5) 前条第1号イ(ウ) に規定するサロン通所サービス
- 2 前項の規定による指定事業者のほか、地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するための関係法律の整備等に関する法律(平成26年法律第83号。) 附則第13条の規定により第1号訪問事業に係る指定事業者の指定を受けたものとみなされた者は訪問介護相当サービスを、同条の規定により第1号通所事業に係る指定事業者の指定を受けたものとみなされた者は通所介護相当サービスを、それぞれ実施することができる。
- 3 次に掲げる事業は、法第115条の47第4項に基づき適切に事業が実施できると認められる者(以下「受託者」という。)に委託するものとする。
- (1) 前条第1号ウに規定する配食型見守りサービス事業
- (2) 第1号介護予防支援事業

(指定事業者に係る指定の有効期間)

第4条 省令第140条の63の7に規定する市が定める期間は、6年とする。

(審査及び支払事務の委託)

第5条 指定訪問・通所事業に係る法第115条の45の3第5項の規定による審査及び支払に関する事務は、国民健康保険団体連合会に委託するものとする。

(指定訪問・通所事業等に要する費用の額)

第6条 指定訪問・通所事業に要する費用の額は、市長が別に定めるところにより算定するものとする。

(第1号事業支給費の支給等)

- 第7条 市長は、前条の規定により算定された指定訪問・通所事業に要する費用の額(その額が現にサービスに要した費用の額を超えるときは、当該サービスに要した費用の額とする。)の100分の90に相当する額を法第115条の45の3第2項の第1号事業支給費として指定事業者に支払うものとする。
- 2 法第9条第1号の第1号被保険者(以下「第1号被保険者」という。)であってその者の利用に係る指定訪問・通所事業について政令第29条の2第1項の規定を準用した場合における同項の合計所得金額が、同条第2項に規定する額以上である者に係る第1号事業支給費について、前項の規定を適用する場合においては、同項中「100分の90」とあるのは、「100分の80」とする。
- 3 前項の規定は、その者の利用に係る指定訪問・通所事業について政令第29条の2第3項の 規定を準用した場合に、同項各号に掲げる場合のいずれかに該当する者については、適用し ない。
- 4 第1号被保険者であって、その者の利用に係る指定訪問・通所事業について政令第29条の 2第4項の規定を準用した場合における同項の合計所得金額が、同条第5項に定める額以上 である者に係る第1号事業支給費について、第1項の規定を適用する場合においては、同項 中「100分の90」とあるのは、「100分の70」とする。
- 5 前項の規定は、その者の利用に係る指定訪問・通所事業について政令第29条の2第6項の 規定を準用した場合に、同項各号に掲げる場合のいずれかに該当する者については、適用し ない。
- 6 指定訪問・通所事業の利用者が省令第97条第1項各号に掲げる特別の事情があることにより、指定訪問・通所事業者に必要な費用を負担することが困難であると認められる場合であって、当該利用者の申請により市長が承認したときにおける第1号事業支給費の額については、静岡市介護保険条例等施行規則(平成15年静岡市規則第71号。以下「規則」という。)第32条及び第33条の規定による居宅支援サービス費等の額の特例の例による。

(第1号事業支給費の支給限度額)

- 第8条 第1号事業支給費の限度額(次項の規定の適用を受ける場合を除く。)は、法第55条第 1項の規定による介護予防サービス費等の例による。
- 2 省令第140条の62の4第2号に該当する者(以下「事業対象者」という。)に係る第1号事業支給費の限度額は、居宅介護サービス費等区分支給限度基準額及び介護予防サービス費等区分支給限度基準額(平成12年厚生省告示第33号)第2号イに規定する要支援1の介護予防

サービス等区分支給限度基準額の100分の90に相当する額とする。

- 3 居宅要支援被保険者が指定訪問・通所事業及び介護予防サービス等(法第8条の2第1項 の介護予防サービス及び法第8条の2第12項の地域密着型介護予防サービスをいう。以下こ の条において同じ。)を利用するときは、第1号事業支給費及び介護予防サービス等に支給す るサービス費額の合計額は、第1項の限度額を超えることができない。
- 4 規則第33条第2項の規定による承認をされた法第53条第1項の居宅要支援被保険者(以下「居宅要支援被保険者」という。)は、前条第3項の規定による承認を受けたものとみなす。 (高額介護予防サービス費相当事業費の支給等)
- 第9条 市長は、指定訪問・通所事業の利用により生じた利用者負担額が著しく高額であるときは、法第61条に規定する高額介護予防サービス費に相当する額(以下「高額介護予防サービス費相当事業費」という。)を支給するものとする。
- 2 前項の規定による高額介護予防サービス費相当事業費の支給を受けようとする指定訪問・ 通所事業の利用者は、高額介護予防サービス費相当事業費支給申請書(様式第1号)を市長 に提出しなければならない。
- 3 市長は、前項の規定による申請に対し、高額介護予防サービス費相当事業費の支給又は不 支給を決定したときは、高額介護予防サービス費相当事業費支給(不支給)決定通知書(様 式第2号)により、申請者に通知するものとする。

(高額医療合算介護予防サービス費相当事業費の支給)

第10条 市長は、指定訪問・通所事業の利用に係る利用者の負担額及び政令第22条の3第1項 各号に掲げる額の合計額が著しく高額であるときは、法第61条の2に規定する高額医療合算 介護予防サービス費に相当する額を支給するものとする。

(事業対象者の届出)

- 第11条 事業対象者が第1号事業を利用するときは、次に掲げる書類により市長に届け出なければならない。
- (1) 介護予防ケアマネジメント依頼(変更) 届出書(様式第3号)
- (2) 基本チェックリスト (様式第4号)
- (3)介護保険の被保険者証
- 2 市長は、前項の規定による届出があった場合は、事業対象者である旨、当該届出を受理した日及び第1号介護予防支援事業を行う法第115条の46第1項に規定する地域包括支援センターの名称を事業対象者の介護保険の被保険者証に記載して返付するものとする。
- 3 市長は、第1項の規定による届出があったときは、前項の規定による返付までの間、被保

険者証に代えて規則第7条に規定する介護保険資格者証を交付するものとする。

(事業対象者に係る第1号事業の利用)

- 第12条 事業対象者は、前条第1項の規定による届出をした日(以下「届出日」という。)から 第1号事業を利用することができる。
- 2 前項の規定にかかわらず、届出日が、要介護認定の有効期間又は要支援認定の有効期間(以下「認定有効期間」という。) 内にある場合にあっては、認定有効期間の満了の日の翌日から第1号事業を利用できるものとする。ただし、認定有効期間が60日を超えている場合には、前条第1項の規定による届出をすることができない。

(事業対象者でなくなった場合の処理)

- 第13条 事業対象者が、次のいずれかに該当した場合は、事業対象者の介護保険の被保険者証 から第11条第2項に定める記載事項を消除するものとする。
- (1) 法第19条第1項に規定する要介護認定又は法第19条第2項に規定する要支援認定を受けたとき。
- (2) 第1号事業を利用する必要がなくなった旨の申出があったとき。

附則

この要綱は、平成29年4月1日から施行する。

附則

この要綱は、平成30年8月1日から施行する。

附則

この要綱は、令和3年9月1日から施行する。

様式第1号(第9条関係)

高額介護予防サービス費相当事業費支給申請書

(年月)

フ	IJ	ガ	ナ					保	険す	皆番 岩	亭						
4d+ /	п г/>	-t/. rr	· <i>h</i>					被位	保険	者番	를 :						
(校 1	呆険	有以	3名					個	人	番	子 :						
生	年	月	日				年		月	日	性	別			男·	女	
				₹													
住			所														
				電話番-	号												
				rrf	Ħ	<i>t</i> L.	/	п	н	М-П	(介護係	呆険	:の被 [*]	保険者	か場合)
				氏	名	生.	年	月	日	性別	」 被	: 侈	7	険	者	番	号
ш	世	帯	主										:				:
世帯	世	帯	主														
帯構	世世		主員														
帯																	
帯構	世	帯	員	可市長													
帯構成	世(ダ	帯	員静岡	岡市長		・ビス	費相	目当 事	事業3	費の支	給を	申請し	<u></u>	す。			
帯構成	世(ダ	帯	員静岡の			・ビス	費相	1当事	事業領	費の支	給をほ	申請し		d			
帯構成	世(ダ	帯	員静岡の	高額介護 F 月		・ビス	費相]当	事業	費の支	給をほ	申請し	::::	す。			
帯構成	世 (ダ 上記の	帯 記先) ひとお	静の高いの	高額介護 ⁻ 下 月 斤		ビス	費相	13当	事業習		給を電	申請 [**************************************	<u> </u>			

(注)給付制限を受けている方については、高額介護予防サービス費相当事業費の支給ができない場合があります。

第号年月

静岡市長 氏 名 印

高額介護予防サービス費相当事業費支給(不支給)決定通知書

先に申請のあった高額介護予防サービス費相当事業費の支給については、右記のとおり決定したので通知します。

(教示) 行政不服審査法及び行政事件訴訟法に基づく教示を記載 すること。 (表)

被係	以 険者氏名									
被保	R 険 者 番 号									
対	象月		左	Ē.	月					
本。	人支払額				円					
給作	寸の種類									
決	定年月日		左	Ē.	月	日				
支	給 区 分									
支	給 金 額				円					
不支	で 給 の 理 由									
	金 融 機	と 関								
振	支	店								
77	口 座 種	i I								
込	口 座 番	号 号								
先	口座名	義人	•	•	•	•	•	•	•	
	振 込	日	_				年	:	月	日

(裏)

郵便はがき

料金後納郵 便

様

このはがきについてのお問合せ先

● 明細は内側にあります。ここからゆっくりお開けください。

各区役所高齢介護課へ届け出てください。

届け出てください。

6 (介護予防)小規模多機能型居宅介護を受けるときは、別に定める届出書により必ず

介護予防ケアマネジメント依頼(変更)届出書

区 分 ※ □ 葵福祉	上事務所 (取次ぎ)□ 井川支所・井川診療所
又	[祉事務所 □ 長田支所
11.	[祉事務所 □ () 保健福祉センター
	松事務所蒲原出張所
	名 被保険者番号
フリガナ	
	生 年 月 日 性別
	年 月 日生 男·女
介護予	防ケアマネジメントを依頼(変更)する
	地域包括支援センター
地域包括支援センター名	地域包括支援センター所在地
	〒
	電話番号
	上 电叫曲 7
事業者番号	
地域包括支援センターを変更す	ー ける場合の事由等
	[する場合のみ記入してください。)
-te	
	更年月日: 年 月 日
(宛先) 静岡市長	
	一に介護予防ケアマネジメントを依頼したことを届け出ます。
年 月	日
住 所	信 式亚 日
被保険者 氏 名	電話番号
以 右	
※ 保険者確認欄	被保険者資格 □ 届け出の重複
	介護予防支援事業者事業所番号
介護予防ケア マネジメント 事業所番号	事業所名称
を委託する場合の委託先居 日本	
宅介護支援事	
≪注意事項≫	
1 ※印の欄は、記入しないでく	ださい。
2 この届出書は、あなたが介護者	予防ケアマネジメントを依頼した地域包括支援センターを把握するためのも
のです。地域包括支援センター	が決まり次第、速やかに各区役所高齢介護課へ提出してください。
3 新規申請の場合は、この届出	書に、被保険者証を添付してください。
4 届出のない場合、サービスに	係る費用を一旦、全額自己負担していただくことがあります。
5 介護予防ケアマネジメントを	依頼する地域包括支援センター又は介護予防ケアマネジメントを受託する
居宅介護支援事業者を変更する	ときは、変更前と変更後の事業者双方に連絡をとり、この届出書により必ず

基本チェックリスト

日人知	年	,	月	Ħ		
利用者氏名					被保険者番号	
生年月日	年	Я	日(/他)	122	
R IS					住所	
週間地域包括 支援センター名	9	地板包	指支援も	シター	信号	

★No. 1~83の質問項目について、いずれかにOをつけてください。 ★No. 12の身長・伴奎はカッコ内に数字を記入し計算してください。

N	0	質問項目	te	TAPLE	B 38	**(##	74	Z
	1	バスや電車で1人で外出していますか 自分で自変用車を運転して外出している場合も含まれます。	0	III.	1	UUX		
	2	日用品の買い物をしていますか 自らか出し、質い物に出がけ、必要な物が変えていますか?	0	izu.	1	以块		
正活企物	3	預貯金の出し入れをしていますか ご自身の判断で金銭管理を行っている場合「はい」とします。	0	121.5	1	ાપાર		
×	4	友人の家を訪ねていますか 電話にようの本は含みません。また家族や概載6歳への説問は含みません	0	tru	1	似块		N o
	5	家族や友人の相談にのっていますか 希話のみで相談に応じている場合も「はい」とします。	0	Ht.	,	nu		21
	5	階段を手すりや壁をつたわらずに昇っていますか 乗り、手が伸を使用している程度であればはいりとはす。 習慣的に手で埋を使っている場合には良いくとが埋す。	0	tas	1	此法		項目中
	7	精子に座った状態から何もつかまらずに立ち上がっていますか 時々つかまっている程度であれば「はい」とします。	0	tativ	1	LUR	2 2	0.
Œ B	2	15分位続けて歩いていますか 屋内、屋外等の場所は同いません。	0	121.1	1	ાનાર	8 8 8 8 8 8 8 8 8 8 8 8 8 8 8 8 8 8 8	項目
	3	この1年間に軽んだことが多りますか	1	izus	0	LULE		C
	10	転飾に対する不安は大きいですか	,	izus	0	uni		
ĸ	11	6ヶ月間で2~3kg以上の体重減少があり変したか 6ヶ月以上がかって減少している場合はたいようとなります。	į.	III.	0	此法	業の	
A	12	現在の身長()cm 体重()kg ※BMQ計算方法=体量(kg)+身長(m)+身長(m) 18.5主漢の場合に 認当	1	ttu	0	LUX	2M B	

	13	半年前に比べて固いものが食べにくくなりましたか 半年以上前が裏いものが食べにくく そのが悪に変化が生じていない場合は几いいえ」となります。	1	Itto	0	INIX	0				
8 .	14	お茶や汁物等でむせることがありますか	,	IžU	0	DUIT	24 B				
	15	口の過ぎが気になりますか	,	lžtv	0	LVLV2					
外	16	週に1回以上は外出していますか 選去19月の状態を平均して、週1個外出していれば「はい」となります。	0	l‡L\							
出	17	昨年と比べて外出の国数が減っていますか	1	ttu	0	LVLVŽ	ů				
	18	刷りの人から「いつも同じことを聞く」などの物意れがあると言われますか	1	ttu	0	LUA	NOI II				
の定	19	自分で電話番号を調べて、電話をかけることをしていますか 誰かにダイヤルしてもらい自該だけする場合には「いいえ」となります。	0	Itto	1	DUST	~20 の 1項				
n	20	今日が何月何日かむからないときがありますか。 月2日の一方しか分からない場合には「はい」となります。	1	ttu	0	LVLV2					
- 1	21	(ここ公理職)毎日の生活に充実感がない	,	III	0	out					
	22	(ここ公園間)これまで楽しんでやれていたことが楽しめなくなった	1	1213	0	itist	NO2 1				
こころ	23	(ここ2週間)以前は東にできていたことが今ではおっく光に感じられる	,	tt.v	0	LUR	25の25番目				
	24	(ここ公園間)自分が役に立つ人間だと思えない	,	ttu	0	unt					
	25	(ここ公園間)わけもなく疲れたような感じがする	,	IZU	0	LUR					
	26	現在1日3食食べていますか	,	III	8	unt	6				
	27	主食・主薬・副薬がそろった食事を1日1食以上食べていますか	1	III.V	2	此法	28の 1項 目				
	28	最近2~3か月、主食や主菜を食べる量が高ってきまったか	,	III	2	uut					
その	29	まなたの現在の健康状態はいかがですか 1.よい 2.まあよい 3.ふつう 4. あまりよく	ter.	5.	J.	(ter-					
他	30	健康や介護予防のために運動や趣味の習いごとなどをしていますか	,	III	2	LUR					
	31	運動や栄養や口腔機能を改善することに関心はありますか	,	関心ある	2	Metr					
	32	介護子はの教室を勧められたら参加したいと思いますか	1	IZL)	23	机烷					
	33	現在の家族構成を教えてください 1. ひとり暮らし 2. 夫婦2人暮らし 3. 子や祥など問	田田	4. ÷	の他						